

2024年2月

「金証書」または「金積立<マイゴールドプラン>」
をご契約のお客さまへ

株式会社福井銀行

「金お預り証書に関する規定」「金積立<マイゴールドプラン>規定」
の改定についてのお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社福井銀行では、永らくご愛顧いただいております金売買業務(金地金売買、金証書、金積立<マイゴールドプラン>)を、2024年6月28日(金)をもちまして取扱終了させていただくこととなりました。

これに伴い、「金お預り証書に関する規定」「金積立<マイゴールドプラン>規定」を2024年3月1日(金)より、下記の通り改定しますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1.改定日

2024年3月1日(金)

2.改定内容

別紙をご参照ください。

以上

金証書	
変更前	変更後
<p>2.(契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約月から最初に到来する当行所定の日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行からの解約の申し出のないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>2.(契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約月から最初に到来する3月31日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行からの解約の申し出のないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
<p>10.(解約等)</p> <p>(1)預け主が保護預り手数料を支払わないとき、または預け主について相続があったときは、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前記4.と同様の手続きにより保護預り金を引き取ってください。</p>	<p>10.(解約等)</p> <p>(1)この契約は以下の各号のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも解約することができるものとします。</p> <p>①預け主が保護預り手数料を支払わないとき。</p> <p>②当行がこの契約に基づくサービスの提供の廃止を決定したとき。</p> <p>③その他相当の事由により、当行がこの契約に基づくサービスの提供が困難になったとき。</p> <p>この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前記4.と同様の手続きにより保護預り金を引き取ってください。</p>
<p>(3)前記(1)の引き取りが3か月以上遅延したときは、当行は必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等によりこの保護預り金を処分し、その代り金を手数料、損害金その他預け主が負担すべき費用に充当します。</p>	<p>(3)前記(1)の引き取りが3か月以上遅延したときは、当行は必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等によりこの保護預り金の全部を処分することができるものとします。この場合、その代り金の一部を手数料、損害金その他預け主が負担すべき費用に充当します。</p>
金積立<マイゴールドプラン>	
変更前	変更後
<p>14.(解約等)</p> <p>(2)預け主が手数料を支払わないとき、その他相当の事由があるときは当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。</p>	<p>14.(解約等)</p> <p>(2)この契約は預け主が手数料を支払わないとき、当行がこの契約に基づくサービスの提供の廃止を決定したとき、その他相当の事由があるときは当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。</p>
<p>(3)前項の場合で手数料の支払いがないときは、当行は預け主の保護預り金を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、その処分代金を手数料に充当することができるものとします。</p>	<p>(3)前項の手続が3か月以上遅延したときは、当行は必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等によりこの保護預り金の全部を処分することができるものとします。この場合、その代り金の一部を手数料、その他預け主が負担すべき費用に充当します。</p>